

暮らしのガイドブックを配布

本市の観光情報や行政情報を掲載した「前橋市暮らしのガイドブック」を市内の各世帯に配布します。この冊子は、本市と民間事業者との協働事業で作成したものです。市役所での手続きや出掛けるときの参考にしてください。



問い合わせは 市政発信課 ☎ 027-898-6642

なお、事業者から各世帯に今月下旬までに配布される予定です。9月になっても届かない場合は問い合わせてください。また、市役所市政発信課や各支所・市民サービスセンターでも入手できるほか、本市ホームページにも掲載します。

特別児童扶養手当は所得状況届の提出忘れずに

特別児童扶養手当を受給している人は、8月9日(金)から23日(金)までに、市保健所内障害福祉課(大胡・宮城・粕川・富士見地区に在住の人は各支所)へ所得状況届を提出してください。提出しないと、8月以降の手当が受けられません。

また、障害児福祉手当を受給している人には現況届も送付します。併せて提出してください。用意する物=印鑑、手当証書(未返却の場合)その他=ことし1月1日現在で市外に居住していた人は、その住所地の所得証明書が必要です。また、前年の所得状況届提出時と状況が変わった場合(受給資格者と対象児童が、学校や仕事のため別居し始めたなど)は、別途書類が必要になることがありますので、事前に相談してください

問い合わせは 障害福祉課 ☎ 027-220-5711

■対象者は申請を

下表の対象者で申請をしていない場合は、障害福祉課が大胡・宮城・粕川・富士見支所へ相談してください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。①児童が障害を事由とする公的年金を受給している②児童福祉施設に入所している③前年の所得が一定額以上である。

特別児童扶養・障害児福祉手当の概要			
種別	支給額(月額)	対象	
特別児童扶養手当	1級	5万400円	20歳未満の在宅重度心身障害児(身体障害者手帳1級～3級程度、療育手帳B1以上など)を養育している保護者
	2級	3万3,570円	
障害児福祉手当	1万4,280円	20歳未満の在宅重度心身障害児(著しく重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態)	

前橋市職員を募集します

来年4月1日付で採用予定の職員採用試験を行います。概要は下表のとおり。詳しくは試験案内をご覧ください。

申込期間=8月8日(木)～20日(火)

第1次試験日=〈事務Ⅱ・保育士・消防職Ⅱ〉9月22日(日)〈身体障害者対象〉10月20日(日)

■試験案内の入手方法

- 直接・インターネットで

問い合わせは 職員課 ☎ 027-898-6507

市役所職員課、各支所・市民サービスセンターで配布。消防職Ⅱは、消防局や各消防署にもあります。本市ホームページからダウンロードもできます。

- 郵送で

表面に「採用試験申込書請求」と「試験区分」を朱書した封筒の中に、A4サイズの返信用封筒(宛先を記入し、140円切手を貼ったもの)を入れ、市役所職員課へ

市職員採用試験の概要		
試験区分	採用予定数※2	受験資格
事務Ⅱ	4人	平成2年4月2日～平成8年4月1日生まれの人。ただし、大卒者・大卒見込み者は受験不可(試験は高卒程度)
保育士	6人	昭和62年4月2日以降生まれで、保育士資格のある人(本年度中に取得見込みを含む)
消防職Ⅱ※1	2人	平成2年4月2日～平成8年4月1日生まれの人。ただし、大卒者・大卒見込み者は受験不可(試験は高卒程度)
身体障害者対象	事務Ⅰ	次のいずれかに該当する人 ①昭和48年4月2日～平成4年4月1日生まれの人 ②平成4年4月2日以降生まれで、学校教育法による大学を卒業した人かこれらと同等と認める学校などを卒業した人(来年3月卒業見込みを含む)(試験は大卒程度)
		昭和48年4月2日以降に生まれただし、大卒者・大卒見込み者は受験不可(試験は高卒程度)
	事務Ⅱ	次の全てに該当する人 ①身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている人 ②自力通勤ができ、介助なしに職務の遂行が可能な人(週38時間45分の勤務が可能な人) ③活字印刷による筆記試験に対応できる人

※1消防職Ⅱはこれ以外に身体条件が加わります。詳しくは「試験案内」を参照してください。 ※2採用予定数は増減することがあります。

第5回 T-1 グランプリ



おまたせしました! 参加店の募集、始まります!

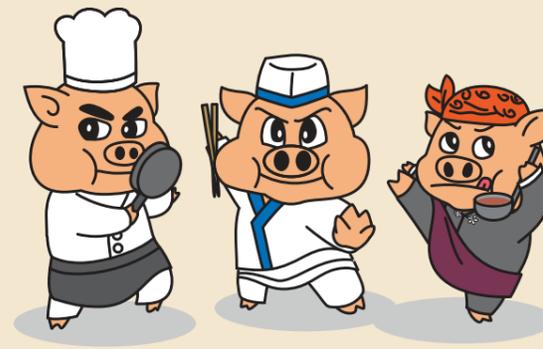
どんな料理が
出品されるか
楽しみコロ!



TONTONのまち前橋の豚肉料理ナンバー1を決める「第5回T-1 グランプリ」の参加店舗を募集。入賞店舗はマスコミなどで積極的にPRします。対象=年間240日以上営業する、店舗内で食事ができる市内の飲食店
出品料理=県産豚肉を使用した500円～2,000円の単品かセットメニュー(グランプリ用に開発した

問い合わせは 前橋観光コンベンション協会 ☎ 027-235-2211

メニューは受賞後も提供を続けること)、1店舗1品
参加費=5,000円
予選審査=10月10日(木)～11月17日(日)に覆面審査員が各店舗を訪問。料理の味やコストパフォーマンス、接客態度、店の雰囲気などを審査
決勝戦=来年1月13日(月)～3月23日(日)に予選審査の上位店舗を対象に実施。誰でも参加できる郵送投票審査
結果発表=来年4月に決定し、表彰式を実施
申込用紙の配布=前橋プラザ元気21内前橋観光コンベンション協会。本市ホームページからもダウンロードできます
申し込み=9月6日(金)までに申込用紙に記入し、〒371-0023本町二丁目12-1・前橋観光コンベンション協会内T-1 グランプリ実行委員会へ郵送かファクス(027-235-2233)で



道路の大切さを見直そう 8月は道路ふれあい月間

問い合わせは 道路管理課 ☎ 027-898-6809
東部建設事務所 ☎ 027-283-1109

8月は「道路ふれあい月間」。また、8月10日(土)は「道の日」です。みんなが道路を安全に利用できるよう、次の点を守りましょう。

- ①商品や看板、自動販売機、エアコンの室外機などを置かない②自転車やバイク、自動車を放置しない③道路にはみ出した樹木などはせん定する④宅地へ出入りするのための鉄板やブロックを置か

ない⑤道路や水路に土砂がはみ出さないようにする。

■道路で工事を行うときは

工事などで足場を設置したり、出入りのための歩道や縁石の切り下げをしたりするときは、道路管理者の許可や承認が必要ですので、工事の前に必ず届け出を。また、舗装工事が完了してから原則3年間は掘り返さないでください。